**平成２６年（フ）第８２号**
福島県いわき市鹿島町船戸字林下14番地の14　安斎方
債務者　赤坂　保佳
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　福島地方裁判所いわき支部

**平成２６年（フ）第２９３号**
群馬県佐波郡玉村町大字川井2115番地７
債務者　矢内　輝男
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第３４０号**
群馬県前橋市城東町５丁目16番２―101号
債務者　品田　昌英
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第３８号**
千葉県館山市沼1046―４　シーヴィレッジよしのり212号室井上方、住民票上の住所千葉県館山市北条1524番地の18
債務者　宮崎　伸幸
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　千葉地方裁判所館山支部

**平成２６年（フ）第１２５８号**
京都市山科区御陵上御廟野町41番地　ユングフラウ御陵203
債務者　山崎　康彦
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１２６９号**
京都市下京区御幸町通五条上る安土町617番地　グランタック河原町五条208号
債務者　蒲生　利男
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第２７０号**
奈良県橿原市南八木町１丁目４番３号　橿原マンション１階７号
債務者　辻元　眞一
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第３０５号**
青森県三戸郡南部町大字玉掛字諏訪の平95番地６
債務者　水梨　智恵
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第１５７号**
群馬県館林市楠町3825番地の１、前住所長野県長野市青木島町大塚1562番地56
債務者　大薗　保生
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで　前橋地方裁判所太田支部

**平成２６年（フ）第１６８号**
千葉県東金市殿廻317番地20　鈴木方
債務者　西山　良子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２６年（フ）第３４５号**
愛知県豊田市青木町２丁目58番地　スカイパーク冨士Ⅲ115号、前住所愛知県豊田市井上町２丁目44番地10　ステップⅧ208号
債務者　山田美和子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２６年（フ）第３７０号**
愛知県岡崎市昭和町字神郷38番地１　レオパレス槙107
債務者　城所　　彩
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２６年（フ）第４８２４号**
大阪府摂津市一津屋１丁目35番８号濱口文化22号
債務者　大**𠮷**　博己
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４８７３号**
大阪府枚方市桜町11番17―204号、前住所大阪府枚方市桜町４番67号
債務者　佐治夕花里
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４９８３号**
大阪市旭区高殿４丁目19番26号　第２日栄マンション318号室、住民票上の住所大阪市城東区成育３丁目６番２―402号
債務者　久保　尚也
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５０８８号**
大阪府吹田市山手町４丁目36番１―1104号
債務者　木下　里美
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５２８３号**
大阪府東大阪市四条町６番15号、前住所大阪府東大阪市昭和町９番７号　ラ・ミレーネ307
債務者　海部屋　操
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５３１０号**
大阪市東住吉区南田辺１丁目５番11号ラメール瀬戸内502号
債務者　仕立　静香
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部